

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集に対して提出された意見と総務省の考え方  
 -60GHz 帯の周波数の電波を利用する無線設備の高度化に伴う制度整備-

意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
<p>60GHz 帯を利用する無線設備の高度化に伴う今回の一連の制度整備は、国内動向だけでなく国際的な協調を考慮し、世界的な製品開発・技術開発の流れを踏まえた内容となっており支持いたします。この制度整備により、今後も WiGig など国際標準仕様の製品が国内外でシームレスに利活用できるようになるだけでなく、新たな技術や製品・サービスの開発が促進されると期待しています。</p> <p>【インテル株式会社】</p>	<p>本省令等の改正案に対して賛成する御意見として承ります。</p>	<p>なし (賛成意見のため)</p>
<p>本改正案に賛同いたします。今回の改正により 802. 11ad をはじめとする無線システムが広く普及し、60 GHz 帯の周波数の利用用途が拡大していくことを期待します。</p> <p>【クアルコムジャパン株式会社】</p>	<p>本省令等の改正案に対して賛成する御意見として承ります。</p>	<p>なし (賛成意見のため)</p>
<p>1. 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案に関して          1-1. 「小電力データ通信システムの無線局」に関し、空中線電力の上限を 0. 25W に引き上げる原案を歓迎します。</p> <p>2. 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）の一部を改正する省令案に関して          2-1. 60GHz 帯の小電力データ通信システムの送信設備に関し、空中</p>	<p>電波法施行規則の一部を改正する省令案については、賛成する御意見として承ります。</p> <p>無線設備規則の一部を改正する省令案については、情報通信審議会技術分科会の答申内容に基づき、技術的条件の規定を整備するものであり、原案のと</p>	<p>なし</p>

<p>線電力の許容偏差は、第十四条の第七項対象として頂きたい。 (理由)</p> <p>小電力データ通信システムとして無線設備認証を受ける際、現行でも W56 帯だけが別枠（第六項対象）となっており、手続き等が煩雑となっております。この上、60GHz 帯の小電力データ通信システムも別枠とされるのは、煩雑さを助長しますので、避けて頂くようお願い致します。当改正の背景となった技術的条件の議論におきましても、この許容偏差の値については従前通りである以上の意味は無かったと認識しており、偏差を送信設備の区別に従わせて「+20%、-80%」とすることに問題は無いと思われま</p> <p>なお、本件意見募集とは別件となりますが、下記ご配慮頂けるよう、この機会にお願いするものです。</p> <p>2-1a. W56 帯の空中線電力の許容偏差も、小電力データ通信システムとして同枠扱いとされることを、今後ご検討頂けると幸いです。</p> <p>2-1b. 本来は小電力データ通信システムにおいて空中線電力の許容偏差を設定する積極的な意味は無く、また、諸外国においても許容偏差を設定している事例は無いと存じます。ついては、小電力データ通信システムは第八項の対象とするなど、今後ご検討を頂けますと幸いです。</p> <p>2-2. 60GHz 帯の小電力データ通信システムの送信設備に関し、第四十九条の二十 第七項設備条件から、「一の筐体に収められてお</p>	<p>おりとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた御意見につきましては、今後のニーズや電波監理上の観点から今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	
--	---	--

<p>り、かつ、」を除いて頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>WiGig 等に対応した通信モジュールでは、従来のミリ波帯通信装置等と異なり、現行の無線 LAN や Bluetooth と同様のパッケージに送受信に係る機能を集積・一体化できるようになります。ここで、認証業務の運用上「蓋等をして特殊ねじ等で閉じる」ことを示す「一の筐体」の規定が残ることは、WiGig 等を搭載するセットの小型化や、多様なセットへの WiGig 等の展開の障害となります。つきましては、他の小電力データ通信システムの送信設備と同様に、「空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。」等として頂くようお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>本省令等の改正案につきましては、60GHz 帯の無線設備における高度化が図られ、より利便性の高いシステムの導入が可能となることから、省令等の改正案に賛成します。</p> <p>特に今回の改正案については、欧米との技術基準と調和を図るとともに、現時点でその将来動向を予想し、更なる利用者の利便性の向上や新たな利用形態への対応に向けて検討を行っている点について大きく評価できます。しかし一方で、今後の 60GHz 帯の電波利用の環境、技術の進展や普及状況に加え国際的な標準化動向（直近では IEEE802.15.3e）などにも留意し、必要に応じて技術的条件の見直しを行ってゆく事も重要であり、この姿勢こそが本改正案の本来</p>	<p>本省令等の改正案に対して賛成する御意見として承ります。</p>	<p>あり (左記のとおりとする)</p>

の趣旨に適うものと思われます。

なお、電波法施行規則第6条第4項第4号における空中線電力の規定については、60GHz帯の無線設備の制度整備に伴い、無線設備の技術基準として認められる空中線電力の最大平均電力(0.25W)として改正されることと認識致しますが、同様に既存の他の小電力データ通信システムの無線局の空中線電力の最大平均電力を考慮すれば、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数を使用する無線設備の空中線電力の平均電力が最大(0.58W)となりますので、記載の統一をお願いしたいと考えます。

【日本無線株式会社】

なお、電波法施行規則第6条第4項第4号における空中線電力の規定については、御意見を踏まえ、小電力データ通信システムの無線局の空中線電力の最大平均電力である0.58Wとして修正させていただきます。

<p>本件省令等の改正案については、IEEE802.11ad/WiGigにおける国際標準規格に準拠する無線設備の制度整備であり、諸外国との技術基準の調和を図るものであることから、本件省令等の改正案に賛成します。</p> <p>なお、本省令等の改正案の意見募集の対象ではありませんが、60GHz帯無線設備における人体への比吸収率の規定の適用においては、情報通信審議会の答申内容並びに国際的な評価方法等の検討動向を踏まえ、今後、適正な規律を行う必要があると考えますが、当面は、人体に近接した利用形態が想定されていないこと等を考慮し、人体への比吸収率の規定の適用を除外していただくようご検討をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター】</p>	<p>本省令等の改正案に対して賛成する御意見として承ります。</p> <p>人体への比吸収率の規定の適用については、情報通信審議会技術分科会からの答申及び今後の製品の開発動向等を踏まえ、人体に近接した利用形態が想定されていないことを前提とし、人体への安全性を確保させるための一定の条件下、人体への比吸収率の規定の適用を除外することとし、関係告示の改正を別途行います。</p> <p>なお、人体に近接した新たな利用形態が生じる場合には、適正な規律を整備する必要があることから、今後、検討していくこととします。</p>	<p>なし (ただし、今後の告示等改正の参考とする)</p>
--	---	------------------------------------